地震・噴火・津波による損害に備える地震危険補償特約

店舗

工場

事務所

倉庫

住宅

建物

補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。









地震による倒壊

地震による火災

地震が原因の津波 など

地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」)に応じて、地震共済金額の100%・60%・30%を定額でお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合が	焼失・流失した部分の床面積が	の文仏いする地辰共冲並
全壊	建物の時価額の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	地震共済金額×100% (時価額が限度)
大規模半壊	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価額の60%が限度)
半壊	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価額の30%が限度)

損害の程度の認定は、地方自治体が交付するり災証明書による被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。 (非住家物件に対しり災証明書が発行されない場合は、当組合が上記認定の基準に基づき被害認定を行います。)

共済の対象

昭和56年(1981年)6月以降に建築確認申請がなされた建物*(建物内に住宅部分がない場合もセットできます。) 注) この特約は、動産(家財・什器備品・機械設備・商品製品等) にはご加入いただけません。 ※昭和56年5月以前に建築された建物でも、建築基準法の新耐震基準と同等の耐震性能を有する場合はご加入いただけます。

地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30~50%の範囲内で設定します。ただし、1建物あたりの加入の上限額*は1,000万円です。 ※区分所有建物の場合は、区分所有者でとに限度額が適用されます。

地震共済金をお支払いできない主な場合

- ・損害の程度が半壊に至らない損害
- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・門・塀・垣を補償の対象に含む場合の門・塀・垣のみに生じた損害など

地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。

※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の 共済掛金全額 (最高50,000円)	地震危険補償特約の 共済掛金の1/2 (最高25,000円)

地震共済金の削減について

1回の地震等でお支払いする地震共済金の合計額が、全日本火災共済協同組合連合会と共同元受を実施する全国の共済組合全体で80億円を超える場合、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。

その他

- ・72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- ・他の保険・共済からの保険金・共済金の支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- ・本特約には建物の免震・耐震性能に応じた割引等の割引制度はありません。